

1 東三河振興ビジョンの概要

東三河振興ビジョンは、「将来ビジョン」と「主要プロジェクト推進プラン」で構成

(1) 将来ビジョン (24年度に策定)

東三河の目指す地域の姿 (10年後の将来像) や、その実現に向けて重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにする「東三河の地域づくりの羅針盤」。

(2) 主要プロジェクト推進プラン (24年度から毎年度策定)

「将来ビジョン」に掲げた7つの重点的な施策の方向性の中から、毎年度1～2テーマを選定し、推進プランを策定するとともに、先導事業を実施。

27年度策定：地方創生事業の広域展開

・「ほの国」東三河ブランド戦略の推進

- 先導事業：①首都圏プロモーション事業 ②東三河魅力発信ストーリー集等作成事業 (愛知県事業)
③「まるごとにつぼん」への出展 (豊橋市事業)
④東三河アンテナショップ実現可能性調査 (東三河広域連合事業)

・産学官連携による産業人材の育成・確保

- 先導事業：①若者のUターン就職促進事業 (愛知県事業)
②講座ニーズ・シーズ調査、人材育成講演会 (社会人キャリアアップ連携協議会事業)

<東三河振興ビジョンの構成図>

【将来ビジョン】(24年度策定)

- 10年後の東三河の目指すべき姿
豊かさが実感できる 輝く「ほの国」東三河
- 地域特性を活かし重点的に取り組むべき施策の方向性

1 東三河の魅力の創造・発信	5 誰もが活躍できる地域づくり
2 豊かな自然の保全・再生	6 地域を支える社会基盤の整備
3 地域産業の革新展開	7 地域力・連携力の発揮
4 安心・安全な地域づくり	

【主要プロジェクト推進プラン】

重点的に取り組むべき施策を、毎年度1～2テーマを選定し策定

- 24年度：広域観光の推進 (計画期間：25～27年度の3か年)
- 25年度：①再生可能エネルギーの導入推進 ②地域産業の革新展開 (計画期間：26～28年度の3か年)
- 26年度：①スポーツ大会を活かした地域振興 ②地域連携事業の戦略展開 (計画期間：27～29年度の3か年)
- 27年度：地方創生事業の広域展開 (計画期間：28～31年度の4か年)
 - ・「ほの国」東三河ブランド戦略の推進
 - ・産学官連携による産業人材の育成・確保

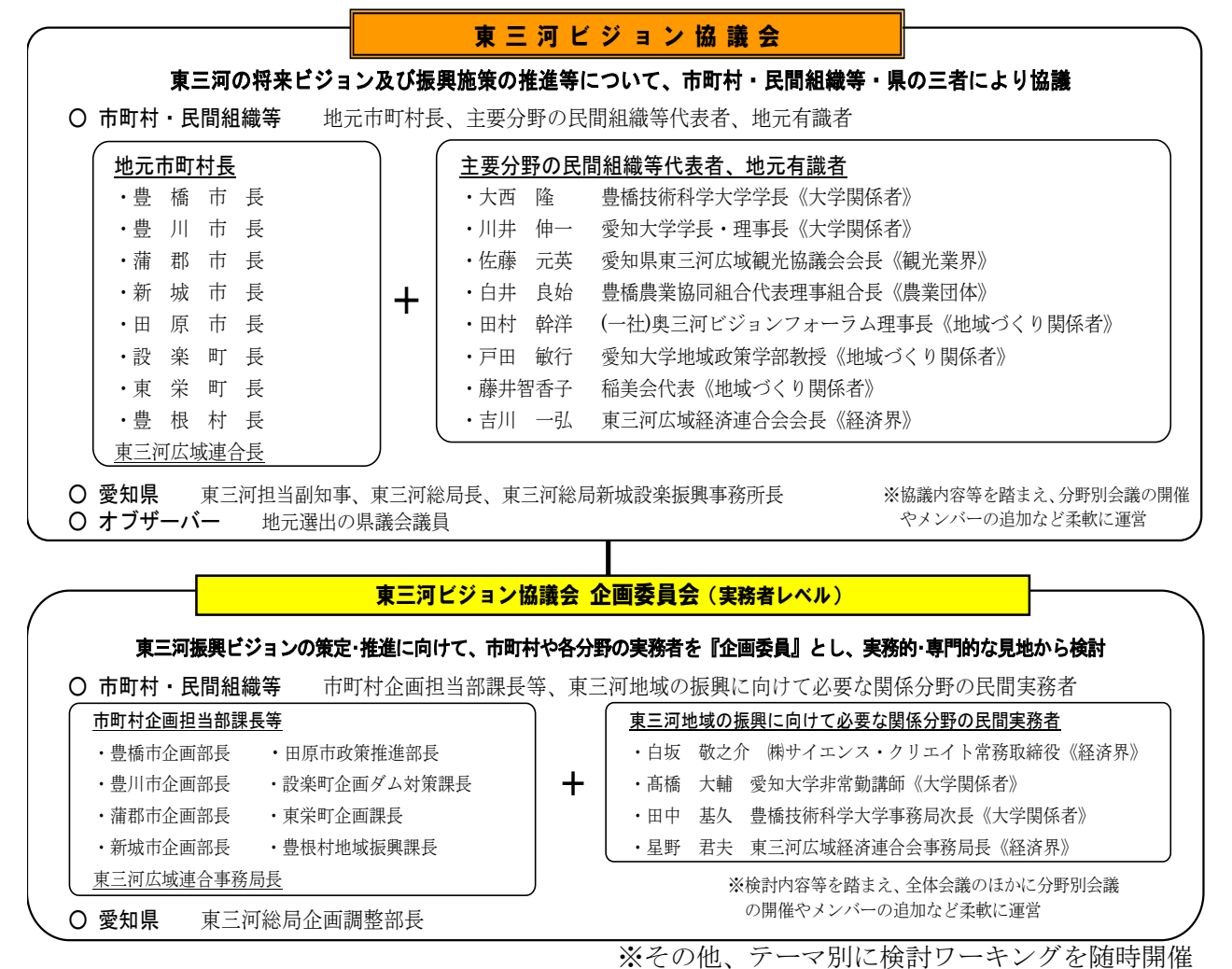
2 東三河振興ビジョンの策定・推進体制

(1) 東三河ビジョン協議会

東三河振興ビジョンは、地域づくりの主体となる県、東三河の8市町村、東三河広域連合、経済団体、大学等で構成する「東三河ビジョン協議会」が策定・推進。(事務局は県東三河総局企画調整課)

東三河ビジョン協議会の下には、東三河振興ビジョンの策定・推進に関し、実務的・専門的な見地から検討するための「企画委員会」を設置するほか、主要プロジェクト推進プランのテーマ別の「検討ワーキング」を随時開催。

< 東三河ビジョン協議会の構成図 (H27.12.24 現在) >



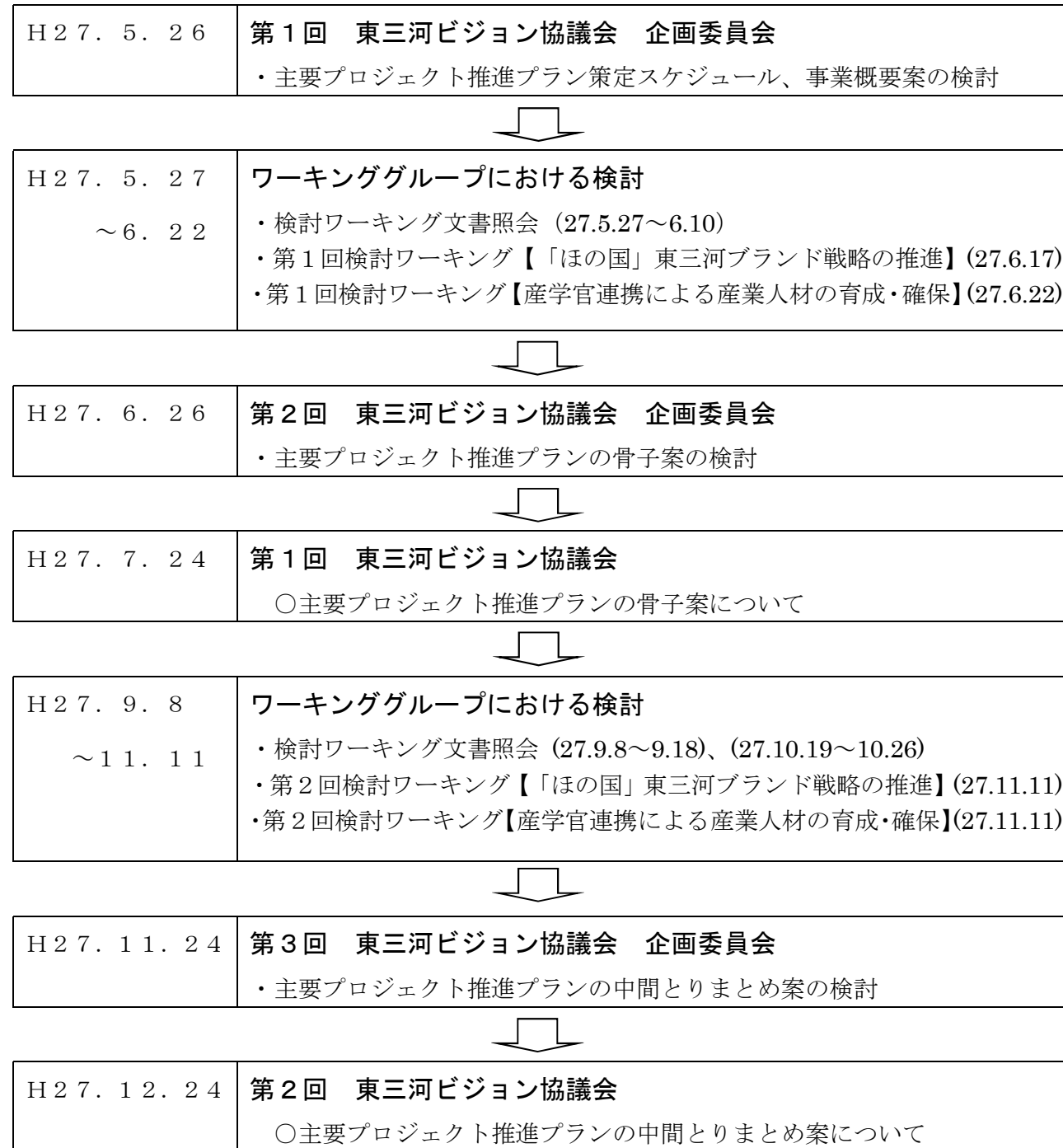
(2) 平成27年度 主要プロジェクト推進プラン 検討ワーキング

- ・「ほの国」東三河ブランド戦略の推進
- ・産学官連携による産業人材の育成・確保

平成 27 年度主要プロジェクト推進プランの検討経過等について

1 検討経過と今後のスケジュールについて

(1) これまでの主な検討経過



※その他

- ・企画委員ヒアリング (27.4.27～5.12)
- ・社会人キャリアアップ連携協議会検討部会 (27.5.29)、(27.7.30)、(27.9.25)
- ・愛知県東三河総局と東三河広域連合との打ち合わせ (27.10.9)、(27.10.28)
- ・東三河総合戦略本部幹事会において、愛知県庁各部局と調整 (27.7.6)、(27.12.1)

(2) 今後の主なスケジュール (予定)

時 期	内 容
H28.1月～2月	パブリックコメントの実施
H28.2月	第4回企画委員会 (最終案検討)
H28.3月	第5回企画委員会 (最終案確認)
H28.3月	第3回東三河ビジョン協議会 (最終案とりまとめ) 主要プロジェクト推進プラン策定

2 ワーキンググループの構成

(1) 「ほの国」東三河ブランド戦略の推進 (26 所属)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・豊橋市 企画部政策企画課 | ・豊橋市 企画部シティプロモーション推進室 |
| ・豊橋市 産業部観光振興課 | ・豊川市 企画部企画政策課 |
| ・豊川市 産業部商工観光課 | ・豊川市 産業部農務課 |
| ・蒲郡市 企画部企画政策課 | ・蒲郡市 産業環境部観光商工課 |
| ・新城市 企画部企画政策課地域創生室 | ・新城市 産業・立地部観光課 |
| ・田原市 政策推進部政策推進課 | ・田原市 政策推進部経営企画課 |
| ・設楽町 企画ダム対策課 | ・設楽町 産業課 |
| ・東栄町 企画課 | ・東栄町 経済課 |
| ・豊根村 地域振興課 | ・豊根村 商工観光課 |
| ・東三河広域連合 総務課 | ・東三河広域経済連合会 |
| ・愛知県東三河広域観光協議会 | ・(株)サイエンス・クリエイト |
| ・(公社)東三河地域研究センター | ・愛知県 新城設楽振興事務所山村振興課 |
| ・愛知県 東三河総局企画調整部産業労働課 | ・愛知県 東三河総局企画調整部企画調整課 |

(2) 産学官連携による産業人材の育成・確保 (25 所属)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ・豊橋市 企画部政策企画課 | ・豊橋市 産業部産業政策課 |
| ・豊川市 企画部企画政策課 | ・豊川市 産業部商工観光課 |
| ・蒲郡市 企画部企画政策課 | ・蒲郡市 産業環境部観光商工課 |
| ・新城市 企画部企画政策課地域創生室 | ・新城市 産業・立地部産業政策課 |
| ・田原市 政策推進部政策推進課 | ・田原市 産業振興部商工観光課 |
| ・設楽町 企画ダム対策課 | ・設楽町 産業課 |
| ・東栄町 企画課 | ・東栄町 経済課 |
| ・豊根村 地域振興課 | ・豊根村 商工観光課 |
| ・東三河広域連合 総務課 | ・東三河広域経済連合会 |
| ・豊橋技術科学大学 総務課 | ・愛知大学 豊橋事業部 |
| ・(株)サイエンス・クリエイト | ・(公社)東三河地域研究センター |
| ・愛知県 新城設楽振興事務所山村振興課 | ・愛知県 東三河総局企画調整部産業労働課 |
| ・愛知県 東三河総局企画調整部企画調整課 | |

東三河ビジョン協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域づくりの主体となる市町村、広域連合、民間組織等及び愛知県が一体となって東三河振興に取り組むため、各種地域振興施策について協議を行う場として、東三河ビジョン協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は次の委員により構成する。

市 町 村 東三河地域の市町村長

広 域 連 合 東三河広域連合長

民間組織等 別表に掲げる者

愛 知 県 東三河担当副知事、東三河総局長、東三河総局新城設楽振興事務所長

(協議事項)

第3条 協議会においては、委員から協議の求めがあった次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 東三河地域の振興に向けたビジョンの策定・推進に関すること。
- (2) 東三河地域の振興に向けた各種連携方策に関すること。
- (3) その他東三河地域の振興にかかる重要事項に関すること。

(座長等)

第4条 協議会に、座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長は、委員の互選により選出する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 協議会の委員は、必要に応じて、座長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 座長は、東三河地域選出の県議会議員に会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員及び東三河地域選出の県議会議員以外の者に会議への出席又は意見を求めることができる。

(企画委員会)

第6条 第3条の協議事項に関連して、実務的・専門的な見地から検討するため、協議会に企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、別に定める。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題とする場合
- (2) 会議を公開することにより協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であつて、協議会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をした場合

(協議の結果の尊重)

第8条 協議会において協議が調った事項については、委員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、東三河総局企画調整部企画調整課内に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月15日から施行する。

別表

氏 名	所 属 等
大西 隆	国立大学法人豊橋技術科学大学学長
川井 伸一	愛知大学学長・理事長
佐藤 元英	愛知県東三河広域観光協議会会長
白井 良始	豊橋農業協同組合代表理事組合長
田村 幹洋	一般社団法人奥三河ビジョンフォーラム理事長
戸田 敏行	愛知大学地域政策学部教授
藤井智香子	稲美会代表
吉川 一弘	東三河広域経済連合会会長（豊橋商工会議所会頭）

(※五十音順・敬称略)